

人事・労務・経理

働き方改革で見直し迫る! 「残業上限規制と 同一労働同一賃金への対応」

働き方改革関連法が成立しました。「長時間労働の是正」として、時間外労働の上限規制が施行に向けて進んでいます。これにより、業務内容や労働時間管理の見直しを迫られています。本セミナーでは、具体的な対応方法についてわかりやすく説明します。また「同一労働同一賃金」への対応についても解説します。ぜひ、ご参加ください。

カリキュラム

1. 働き方改革関連法の概要
2. 残業上限規制とは
3. 36協定運用の厳格化
4. 過重労働・未払い残業代問題への対策
5. 同一労働同一賃金の概要とその対応法

講師プロフィール

株式会社高橋賃金システム研究所

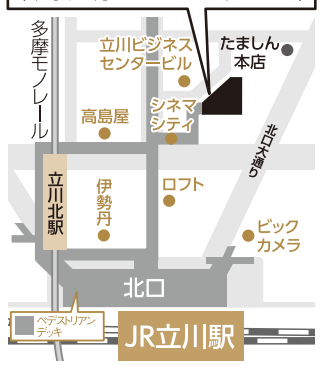
所長
たかはし くにかた
高橋 邦名氏

社会保険労務士。活人経営コンサルタント。賃金体系、人事評価制度、労務管理制度の策定から定着、人材の開発・育成という「活人コンサルティング」をテーマに活動。著書『「社長やりましょう!」と社員が言いだす経営』『人を活かせば、企業はまだ伸びる』他多数。

副所長
たかぎ あつひろ
高木 厚博氏

特定社会保険労務士。人事コンサルタントとして賃金制度・評価制度・退職金制度などのコンサルティングを多数手掛ける。著書「うちはいい会社です!と社員から言われる就業規則25のチェックポイント」(泉文堂・共著)。金融機関、商工会議所主催セミナーなど講演実績多数。

たましん事業支援センター
(東京建物ファール立川ビル1F)



※駐車場のご用意はございません。
公共交通機関をご利用ください。

日時

平成30年**12月17日(月)午後2時～午後5時**

会場

たましん事業支援センター[Winセンター]
(立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル1F)

受講料

BOB会員・創業会員 無料 / 非会員 1,000円(税込み)

定員

30名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。
※社会保険労務士・税理士・経営コンサルタント等のご参加はご遠慮願います。

お問い合わせ・お申込み

下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局まで FAX にてお申込みください。
ホームページからお申込みいただけます! <http://www.bob-net.jp>

たましん法人総合サービスBOB事務局 TEL: 042-526-7730

FAX: 042-526-7793

運営: 株式会社多摩情報メディア

貴社名	BOB会員・創業会員番号 (会員のみ記入)					
お取引店舗名	多摩信用金庫 _____ 店 ※必ずご記入ください					
住所	〒 _____					
TEL	役職・ご担当者名					
参加者 ※記入欄が足りない場合は、本紙をコピーしてお使いください。	氏	フリガナ	役職	年齢	氏	フリガナ
	才				才	
	名	フリガナ	役職	年齢	名	フリガナ
	才				才	

※ご記入いただいた個人情報は、たましん法人総合サービスBOBの業務及びサービスに対して使用し、それ以外の目的で使用することはありません。
※本セミナーへの反社会的勢力の参加はお断りいたします。